

## 8. 長期履修制度について

### 1. 長期履修制度とは

長期履修制度とは、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的な履修を認める制度で、仕事などとの両立を図りながら修了を目指すことができます。

### 2. 対象者

有職者（正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者）、出産、育児、介護、その他のやむを得ない事情により、フルタイム学生としての修学が困難な事情があることを要件とします。

### 3. 長期履修期間及び在学可能期間

	標準修業年限	長期履修期間	在学可能期間
博士前期課程（修士課程）	2年	3年又は4年	4年（標準修業年限2年×2）
博士後期課程	3年	4年から6年	6年（標準修業年限3年×2）

\*在学可能期間の範囲内で、1年単位で長期履修期間を定めることができます。

\*休学の期間は、上記期間に含まれません。

\*長期履修の有無にかかわらず、在学可能期間内に修了することができない場合には除籍の対象となります。

### 4. 授業料

標準修業年限分の授業料に相当する額を、次の計算式により、長期履修期間に応じて分割納付します。

$$\text{授業料年額} = \text{当該研究科の授業料年額} \times \text{標準修業年限} \div \text{許可された長期履修期間の年数}$$

長期履修期間の変更（短縮又は延長）を認められた場合の授業料の年額は、次の計算式によります。

$$\text{授業料年額} = (\text{当該研究科の授業料年額} \times \text{標準修業年限} - \text{すでに納入した授業料の総額}) \div \text{変更後の長期履修期間の年数}$$

#### 【授業料の算定例】

<例1> 修士課程(標準修業年限は2年)の学生が、長期履修制度で許可された修業年限が3年の場合

$$\text{授業料年額} : 800,000 \text{円} \times 2 \text{年} \div 3 \text{年} = 533,333 \text{円}$$

区分	各年度の授業料納入額			修了までの授業料総額
	1年目	2年目	3年目	
一般学生	800,000円	800,000円		1,600,000円
長期履修学生	533,600円	533,200円	533,200円	1,600,000円

<例2> 履修期間の短縮:修士課程の1年目を終えて、当初予定の長期履修期間4年から3年に短縮した場合

	各年度の授業料納入額				修了までの授業料総額
	1年目	2年目	3年目	4年目	
(A) *1	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円	1,600,000円
(B) *2	400,000円	600,000円	600,000円	—	1,600,000円

\*1 (A)・・・当初4年の場合の授業料

\*2 (B)・・・当初4年の長期履修期間を、1年目を終えて3年に変更した場合の授業料

### 5. 手続き

**申請手続き**：長期履修制度を利用する学生は、指導教員に相談の上、「長期履修申請書」に必要事項を記入して、「指導教員の意見」と「署名」を得た上で、看護福祉学課に提出してください。

**変更手続き**：長期履修を認められた学生が、長期履修期間を短縮または延長、もしくは長期履修を取り止める場合には、「長期履修（期間短縮・延長・取り止め）申請書」に必要事項を記入して、「指導教員の意見」と「署名」を得た上で、看護福祉学課に提出してください。

※長期履修に関する申請書（各様式）は、iPortal からダウンロードしてください。